

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月2日
管理表No.	0209-87 改訂00

項目	コメント内容
自然現象等 (第9条)	(火山) 金属キャスクの腐食対策について、事業変更許可添付6-58では、「金属キャスク外面の塗装及び自主的に二次蓋上部に対策を施し、短期での腐食により基本的安全機能を損なわない設計とする」とある。この「自主的に二次蓋上部に対策」とは、添付10-1別紙P2(PDF2191)以降で言っている蓋部表面の塗装のことなのか。説明すること。

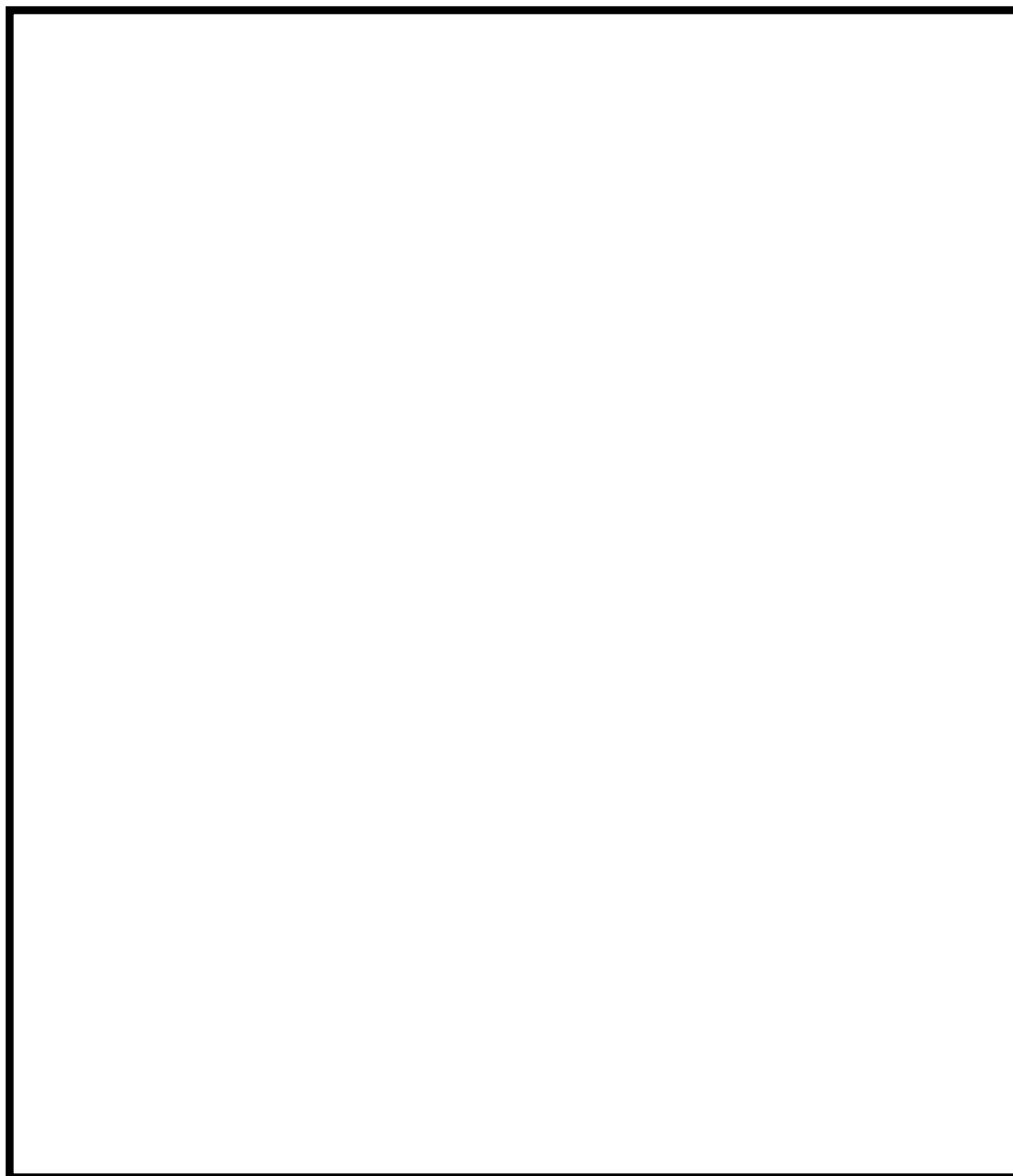
(回 答)

- ・自主的に二次蓋上部に対策とは、蓋部表面の塗装のことではなく、保護カバーのことである(添付1のとおり)。
  - ・当該対策をとらなくても施設の基本的安全機能を損なうおそれはないことから、自主的対策として実施することで事業許可を得ており、設工認分割第1回時の補足説明資料(設1-補-011-01改2\_自然現象等による損傷防止に関する基本方針(以下「補足説明資料」という。))において、設工認(詳細仕様)としては記載しない旨記載している(添付2のとおり)。
  - ・補足説明資料にて、風(台風)及び降水の影響に対する二次蓋上部への措置の説明を記載しているが、火山の降下火砕物による影響に対しても寄与するものと考えており、詳細仕様までは記載しないが、自主的対策として記載している。
- 以上、詳細仕様までは記載しないが、事業許可との整合の観点で設工認に「自主的に二次蓋上部に対策」する旨記載している。
- ・風(台風)等による金属キャスクへの主な影響は外表面の腐食であるが、事象の進展は緩慢であり、直ちに基本的安全機能を損なうおそれが生じるものではなく、施設管理(点検及び状況に応じ補修)の中で管理可能である旨補足説明資料に記載している。

以上

事業許可 適合性説明資料「第11条外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」（抜粋）

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。



第64図 金属キャスク保護カバー設置概要図

11条（外部火災）-193

## 設1-補-011-01改2\_自然現象等による損傷防止に関する基本方針（抜粋 下線加筆）

## 5. 施設の更なる信頼性向上のための措置

施設の更なる信頼性向上のための措置として以下の対策を講ずる。これらは、基準規則要求ではなく、当該対策をとらなくても施設の基本的安全機能を損なうおそれはないことから、自主的対策として実施することで事業許可を得ており、設工認申請書には記載しないが、これらの措置に当たっては、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に影響を及ぼすことがないよう仕様を検討するとともに、運用性、保守性及び検査性の観点から悪影響を及ぼすことのない設計とする。

## ・火山（降下火砕物）による閉塞に対する措置

貯蔵建屋の給気口に設置されるバードスクリーン、及び排気口に設置する排気ルーバは、降下火砕物の粒径より十分に大きな格子であるとともに、貯蔵区域の給気口はフード下端の位置を地上高さ約6m、排気口は地上高さ約23mと降下火砕物の堆積厚さを考慮した十分に高い位置に設置されており、給気口及び排気口は降下火砕物により閉塞しない設計である。

## ・風（台風）及び降水の影響に対する二次蓋上部への措置

風（台風）及び降水の影響による事象の進展は緩慢であり、基本的安全機能に影響を及ぼさないが、リサイクル燃料備蓄センターの敷地前面の海岸からの離隔は約500mであり、海風による塩害の可能性は否定できないこと及び降水が排気口等開口部から建屋内に浸入した場合の影響を考慮し、金属キャスクのフランジ面の保護・防錆等を目的とした二次蓋上部への対策を施す。

なお、当該フランジ面は、三次蓋を装着する際に、三次蓋と接するフランジであり、腐食が発生したとしても基本的安全機能に影響を及ぼさない部位である。また、腐食は進展が緩慢であることから、施設管理（点検及び状況に応じ補修）の中で管理可能である。